

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-284626

(P2004-284626A)

(43) 公開日 平成16年10月14日(2004.10.14)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)
B 6 5 D 63/14	B 6 5 D 63/14	3 E 0 6 4
B 6 5 D 63/10	B 6 5 D 63/10	3 E 0 8 5
// B 6 5 D 33/28	B 6 5 D 33/28	

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 8 頁)

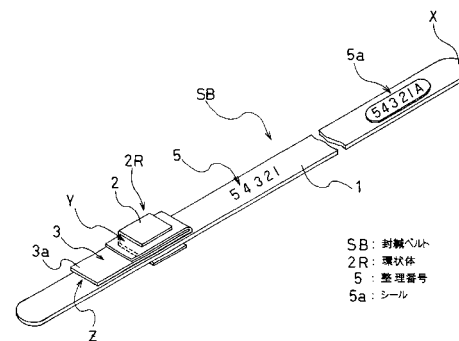
(21) 出願番号	特願2003-78193 (P2003-78193)	(71) 出願人	000127938 株式会社エスケイ工機 東京都千代田区岩本町1丁目4番4号
(22) 出願日	平成15年3月20日(2003.3.20)	(74) 代理人	100066865 弁理士 小川 信一
		(74) 代理人	100066854 弁理士 野口 賢照
		(74) 代理人	100068685 弁理士 斎下 和彦
		(72) 発明者	日詰 寛美 横浜市戸塚区上倉田町2111-12
		Fターム(参考)	3E064 EA30 HA06 HA10 HB02 HB10 HN38 3E085 BA22 BB33 BC07 BD08 BF08 BG03 BG10

(54) 【発明の名称】 封緘ベルト

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】印刷性、筆記性あるいは押印性などの通常の筆記手段によって記号や文字を記録するために、特にベルト体の素材として紙を使用した封緘具を提供する。

【解決手段】薄いシート状で、その表面に印刷あるいは筆記が可能なベルト体1と、このベルト体1の一端側に固定された環状体2Rと、この環状体2Rと前記ベルト体1の間に介挿された離型シート3とからなり、前記環状体2Rの内面に粘着剤層2aが形成され、非封緘状態において前記環状体2Rの粘着層2aとベルト体1の間に離型紙3が介挿されてこの環状体2Rとベルト体1の間が離型状態になっていることを特徴とする封緘ベルト。



【選択図】 図2

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

薄いシート状で、その表面に印刷あるいは筆記が可能なベルト体 1 と、このベルト体 1 の一端側に固定された環状体 2 R と、この環状体 2 R と前記ベルト体 1 の間に介挿された離型シート 3 とからなり、前記環状体 2 R の内面に粘着剤層 2 a が形成され、非封緘状態において前記環状体 2 R の粘着層 2 a とベルト体 1 の間に離型紙 3 が介挿されてこの環状体 2 R とベルト体 1 の間が離型状態になっていることを特徴とする封緘ベルト。

【請求項 2】

少なくとも前記ベルト体 1 は耐水性のある合成紙で形成されていることを特徴とする請求項 1 記載の封緘具。

10

【請求項 3】

前記離型シート 3 は、長片 3 a と短片 3 b を形成するように二つ折りされていることを特徴とする請求項 1 記載の封緘ベルト。

【請求項 4】

前記離型シート 3 は、長片 3 a と短片 3 b を形成するように二つ折りされており、前記環状体 2 R の天井面に接着され、ベルト体 1 側は非接着状態であり、かつ、ベルト体 1 側に長片 3 a が、環状体 2 R 側に短片 3 b がそれぞれ位置していることを特徴とする請求項 1 記載の封緘ベルト。

【請求項 5】

前記ベルト体 1 には被封緘物を管理するための記号 5 が記入され、また、前記ベルト体 1 には前記記号 5 と関連する記号が記入されたシール片 5 a が剥離可能に貼着されていることを特徴とする請求項 1 記載の封緘ベルト。

20

【請求項 6】

前記環状体 2 には、封緘時にベルト体 1 に貼付するシール片 2 c が設けられていることを特徴とする請求項 1 記載の封緘ベルト。

【請求項 7】

前記環状体 2 には、封緘時にベルト体 1 に貼付するシール片 2 c が設けられており、このシール片 2 c には切断部 2 d が形成されている請求項 1 記載の封緘ベルト。

【請求項 8】

前記ベルト体 1 を被封緘物に挿通し、その端部 X を前記環状体 2 R の穴 Y に挿通した後に、前記離型シート 3 を抜き取り、更に前記環状体 2 R を押圧してベルト体を前記環状体 2 R 内に接着固定した状態において、前記ベルト体 1 の引張強度に比較して、前記環状体 2 R とベルト体 1 との接着強度の方が大きく、このベルト体 1 が引張りによって破断されても、前記環状体 2 R は破壊されない強度に設定されていることを特徴とする請求項 1 記載の封緘ベルト。

30

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、ベルト状の封緘具であって、特に、ベルト体に印刷あるいは筆記が可能な合成紙を使用した封緘具を提供するものである。

40

【0002】**【従来技術】**

例えば、電力計などの計器類のように、金属製の本体などの固い材質の蓋を閉止した後に取付ける封緘手段としては、銅線のような柔らかい金属線と、鉛のような金属の止め具を使用した封緘具が使用されている。しかし、これはコスト高になる上に、封緘操作に特殊な工具を必要とする。更に、前記止め具には限ぎられた刻印しか適用できない。

【0003】

また、郵袋のような布製の袋の口を紐で縛って封緘するものとして、布製のテープに雄雌の金属製のハトメなどを固定し、テープを袋の口部の回した後にハトメ嵌合させ、これを工具で変形させて固定するものもあるが、これも前記と同様にコスト高になる上に特殊な

50

工具が必要である。また、これも管理番号などを記録することができない。

【0004】

また、大量生産によって価格を下げるために、ナイロンやポリプロピレンなどの合成樹脂材料を使用した封緘具も多く使用されるようになってきた（例えば、特許文献1参照）。

【0005】

また、紐状に縛る部分と平板状の表示部を一体に成形したプラスチック製の封緘具を提案されている（例えば、特許文献2参照）。

【0006】

更にまた、合成樹脂材料を使用した認識バンドではあるが、表示部を大きくし、この部分に表示シートなどを貼ったり、油性のサインペンなどで簡単な記号を記入するようにしたものもある（例えば、特許文献3参照）。

10

【0007】

【特許文献1】

特許第2847100号

【特許文献2】

実用新案登録第2062890号

【特許文献3】

特許第3245028号

【0008】

【発明が解決すべき課題】

20

前記特許文献1に記載された発明に係る合成樹脂製の封緘具は、細い線材からなる連結部材の両側に狭幅のへら状の薄板部をそれぞれ形成し、この薄板部の一方に凹部材（止め部）を、他方に凸部材をそれぞれ形成したものである。

【0009】

この封緘具は、狭い面積の薄板部を表示部としているので、この部分に記入できるものは、整理番号や品番などのような簡単な記号程度のものである。しかもこの封緘具をしようする際には、その都度、刻印するか、あるいは特別な印刷機を準備して印刷しなければならないという問題がある。

【0010】

例えば、封緘具に簡単に管理番号をスタンプしたり、ボールペンなどで封緘に必要な情報を記入するようなことはできない。

30

【0011】

また、特許文献2に記載された発明に係る封緘具は、多数の凹凸状の係合部を設けた紐状部と、これの一端に前記係合部に係合する機構を持ち、更に比較的大きな名刺大程度の板状の表示部を形成したものである。

【0012】

この大型表示部付きの封緘具は、合成樹脂で形成されているので、当然のことながら印刷性は極めて悪く、これの改善には表面の後加工が必要である上に、特別な印刷手段や刻印手段を必要とするなどの問題がある。

【0013】

40

更に、特許文献3に記載された発明に係る認識バンドは、病院や遊園地などで使用するために開発されたものであり、封緘部に特殊な破壊構造が採用されている。しかし、表示部が合成樹脂からなる薄板状であるので、これも印刷性や筆記性や印字性などの問題がある。

【0014】

本発明は、特に印刷性、筆記性あるいは押印性などの通常の筆記手段によって記号や文字を記録するために、特にベルト体の素材として紙を使用した封緘具を提供することを目的とするものである。

【0015】

【課題を解決するための手段】

50

前記目的を達成するための本発明に係る封緘ベルトは、次のように構成されている。

【0016】

1) 薄いシート状で、その表面に印刷あるいは筆記が可能なベルト体1と、このベルト体1の一端側に固定された環状体2Rと、この環状体2Rと前記ベルト体1の間に介挿された離型シート3とからなり、前記環状体2Rの内面に粘着剤層2aが形成され、非封緘状態において前記環状体2Rの粘着層2aとベルト体1の間に離型シート3が介挿されてこの環状体2Rとベルト体1の間が離型状態になっていることを特徴としている。

【0017】

2) 少なくとも前記ベルト体1は耐水性のある合成紙で形成されていることを特徴としている。

10

【0018】

3) 前記離型シート3は、長片3aと短片3bを形成するように二つ折りされていることを特徴としている。

【0019】

4) 前記離型シート3は、長片3aと短片3bを形成するように二つ折りされており、前記環状体2Rの天井面に接着され、ベルト体1側は非接着状態であり、かつ、ベルト体1側に長片3aが、環状体2R側に短片3bがそれぞれ位置していることを特徴としている。

【0020】

5) 前記ベルト体1には被封緘物を管理するための記号5が記入され、また、前記ベルト体1には前記記号5と関連する記号が記入されたシール片5aが剥離可能に貼着されていることを特徴としている。

20

【0021】

6) 前記環状体2には、封緘時にベルト体1に貼付するシール片2cが設けられていることを特徴としている。

【0022】

7) 前記環状体2には、封緘時にベルト体1に貼付するシール片2cが設けられており、このシール片2cには切断部2dが形成されていることを特徴としている。

【0023】

8) 前記ベルト体1を被封緘物に挿通し、その端部Xを前記環状体2Rの穴Yに挿通した後、前記離型シート3を抜き取り、更に前記環状体2Rを押圧してベルト体を前記環状体2R内に接着固定した状態において、前記ベルト体1の引張強度に比較して、前記環状体2Rとベルト体1との接着強度の方が大きく、このベルト体1が引張りによって破断されても、前記環状体2Rは破壊されない強度に設定されていることを特徴としている。

30

【0024】

本発明に係る封緘ベルトは、従来のように金属線を使用したり、合成樹脂の成形品を使用したりするものではなく、印刷性と、筆記具を使用する筆記性、更に印鑑などを使用して被封緘物の取扱中の状態を簡単に確認できる封緘具を提供することを目的とするものである。

【0025】

従って、本発明に係る封緘ベルトに使用される素材は、第1は紙テープであるが、この紙は、印刷性と筆記性などの特性を持っていることは勿論であるが、封緘に必要な十分な強度を持ち、しかも雨水がかかっても強度が変化しないものであることが必要である。その意味において、外国郵便や防水シートなどに使用されている合成紙が適している。

40

【0026】

この合成紙に続く材料としては、合成紙と同程度の強度を持つ合成樹脂フィルムあるいはシートであって、その表面を印刷あるいは筆記ができ、更に、接着剤で強力に接着できるように改良処理されたものであっても良い。

【0027】

また、耐水性のある紙と強度のある合成樹脂フィルムをラミネートした複合紙や中間部に

50

合成樹脂フィルムを配置し、その両面に紙が配置されたラミネートした複合紙も使用できる。

【0028】

本発明に係る封緘ベルトは、ベルト体と環状体と離型シートより構成されているが、ベルト体は材料を有効に利用する意味で紙テープを使用してベルト体と環状体を製造し、両者を粘着剤が接合する方法を採用するのが良い。

【0029】

また、製造工程とコストによっては、紙あるいは複合紙をプレス加工によってベルト体と環状体からなるパターンを同時に製造することも可能である。

【0030】

本発明に係る封緘ベルトを使用する際には、ベルト体を環状体に挿通した後に環状体を押圧して、この環状体とベルト体とを接着することによって封緘操作ができるものであるが、この接着は前記環状体を操作することによって簡単に分解できるものであってならない。また、この環状体あるいはベルト体を開封操作した時には、これが外見によって簡単にチェック分かるものであることが好ましい。

10

【0031】

例えば、離型シートを環状体より引抜いた時に、環状体の縁部より薄い透明な紙が引出され、これで環状体を穴を閉止して一種の封緘部を形成し、若し、この封緘部が破壊された場合に、この環状体を引抜いたことが判かるようにすることもできる。

【0032】

また、環状体にシール片を延長して設け、これをベルト体に接着することで、封緘を解除しようとした場合には、このシール片が破断するようにすることもできる。

20

【0033】

【発明の実施の形態】

次に、図面を参照して本発明の封緘ベルトの実施の形態について説明する。

【0034】

図1は本発明の封緘ベルトの製造工程の説明用斜視図、図2は完成した封緘ベルトの一部を断面した斜視図である。

【0035】

本発明の封緘ベルトの素材として紙製ベルトを使用しているが、この紙製ベルトを形成する紙テープとしては、最近では、例えば、外国郵便物の封筒などに使用されている合成紙のように、耐水性と、かなりの強度を持ち、その上で印刷性と筆記性と押印性があり、更に粘着紙あるいは粘着テープを使用したシールの接着が可能な性質を持ったものを使用する。

30

【0036】

製造工程は図示されていないが、紙テープのロールよりテープを引出して、図1に示す紙製のベルト体1を所定位置に配置する。このベルト体1は紙テープのロールより引出したままの連続状態、あるいは所定の長さに切断した短冊片の状態の何れでも使用できる。

【0037】

前記ベルト体1の一端側に、片面に粘着剤層2aを設けた紙テープ2bを使用した粘着紙テープ2を、前記ベルト体1の裏面に直交するように配置し、この粘着紙テープ2と前記ベルト体1を十字架のような形状に接着して準備しておく。

40

【0038】

次に、長片3aと短片3bが段差を持って形成されるように二つに折曲げた離型シート3を配置する。そして粘着紙テープ2の右片Rと左片Lを、恰も前記離型シート3を下側から上側に抱くように折曲げて両片R、L同志を接合してこの粘着テープ2を環状体2Rを形成する。

【0039】

このように組立てた状態は図2に示したように、粘着紙テープ2は環状体2Rを形成し、その中に端部が一致しないように二つ折りにした離型シート3が配置されている。この環

50

状体 2 R の内面は図 1 のように粘着剤 2 a が内面に配置されているので、このベルト体 1 の裏面と、この環状部 2 R の内部上面とは接着されているが、ベルト体 1 の上面と粘着紙テープ 2 との間は離型シート 3 で隔離されて接着されていない。

【 0 0 4 0 】

前記のように構成されたならば、図 2 に示すように封緘ベルト S B の中間体が形成されたならば、ベルト体 1 の表面に管理番号（あるいは記号でも良い）5 を印刷あるいはスタンプもしくは記入する。そしてこの管理番号 5 の上でも良いが、好ましくは別の部分に粘着紙を使用した、照合や記録のためのシール 5 a を貼付する。

【 0 0 4 1 】

前記管理番号 5 とシール 5 a に記載された番号とは対応する番号あるいは同一な番号を使用するのが良い。図 3 は前記のような工程によって完成された封緘ベルト S B の平面図、図 4 は同側断面図である。

【 0 0 4 2 】

次に、図 1 及び図 5 を参照して本発明に係る封緘ベルト S B の使用方法を説明する。

【 0 0 4 3 】

例えば、トラックの煽り部分や、倉庫のドア、あるいは部品メーカーからユーザーに運搬する部品の運搬箱の蓋部などに本発明に係る封緘ベルト S B を使用して封緘する場合について説明する。

【 0 0 4 4 】

例えば、符号 1 0 の部材を倉庫の入り口の枠部とし、符号 1 1 を倉庫のドアとした場合、枠部 1 0 に第 1 金具 1 2 が設けられ、ドア 1 1 側に第 2 金具 1 3 が設けられ、これらの金具 1 2、1 3 の間に本発明に係る封緘バンド S B を使用して封緘する場合について説明する。

【 0 0 4 5 】

先づ、両金具 1 2、1 3 の間に封緘バンド S B のベルト体 1 を挿通し、このベルト体 1 の先端 X の部分を環状体 2 R の穴 Y に挿入する操作が必要であるが、この挿入操作の前段階においては、この環状体 2 R の穴 Y の天井面には粘着紙テープ 2 に形成された粘着剤層 2 a によって離型シート 3 が貼着されている（図 2、4）。従って、このベルト体 1 の先端 X を二つ折りの離型シート 3 の長片 3 a の下側 Z の隙間に挿入することになる。

【 0 0 4 6 】

このようにして所定の長さまでベルト体 1 が環状体 2 R 内に引き込まれたならば、二つ折りにした離型シート 3 を環状体 2 R の中から引き抜く。図 1 を参照して説明したように、この環状体 2 R の天井面には粘着剤層 2 a が形成されているので、この離型シート 3 を引き抜くと粘着紙テープ 2 の粘着剤層 2 a が露出する。次に、この環状体 2 R を押圧すると、ベルト体 1 の上側の背面がこの環状体 2 R に粘着剤層 2 a によって接着固定されることになる。

【 0 0 4 7 】

そして図 2 に示すように、このベルト体 1 の表面にはシール 5 a が貼着されているが、このベルト体 1 には管理番号 5 や管理上の記号が印刷、あるいは任意に記入されている。そして前記シール 5 a には前記管理番号 5 に対応する対応管理番号が記入されているので、例えば、これを倉庫のドア 1 1 の開閉を管理するノートや受渡し伝票に貼付けておく。この一連の作業によってこのドア 1 1 は所定の管理者によって所定の時刻に閉鎖されたことを確認することができる。

【 0 0 4 8 】

次に図 6 ~ 8 を参照して別の実施の形態を説明する。

【 0 0 4 9 】

この形態においては、環状体 2 R を形成する元の粘着紙テープ 2 を図 8 に示すように L 形に形成し、この延長された部分をシール片 2 c とする。

【 0 0 5 0 】

そしてこのシール片 2 c の根元の部分に弱い部分（例えば、ミシン目を入れたり、線状に

押圧して一部を薄く形成する)で形成された切断部2dを設け、環状体2Rを操作すると簡単に切断できるようにしておく。そして図5に示すように離型シート3を環状体2Rより抜き取って封緘した状態では、環状体2Rの側部にシール片2cが延長され、これがベルト体1に接着される(図6、7)。従って、この環状体2Rはしっかりと保護されることになる。

【0051】

そして封緘を解除するためにこの環状体2Rとベルト体1との接着状態を操作すると、前記シール片2cが切断されることになり、封緘が解除されたこと、あるいは解除するための操作されたことを確認することができる。また、このシール片2cに例えば赤色などで着色しておくこと、封緘の操作を禁ずる注意信号のように見えるので、封緘の管理が容易となる。

10

【0052】

【発明の効果】

本発明に係る封緘ベルトは、薄いシート状で、その表面に印刷あるいは筆記が可能なベルト体1と、このベルト体1の一端側に固定された環状体2Rと、この環状体2Rと前記ベルト体1の間に介挿された離型シート3とからなり、前記環状体2Rの内面に粘着剤層2aが形成され、非封緘状態において前記環状体2Rの粘着層2aとベルト体1の間に離型紙3が介挿されてこの環状体2Rとベルト体1の間が離型状態になっていることを特徴としている。

【0053】

従って、ベルト体1上に簡単に文字や記号を記入や印刷することができ、しかもこの記入や印刷は通常の筆記具でできることから、封緘する者が何時でもこれを記入して封緘状態を管理することができる。

20

【0054】

また、ベルト体1には被封緘物を管理するための記号5が記入され、また、前記ベルト体1には前記記号5と関連する記号が記入されたシール片5aが剥離可能に貼着されていることを特徴としている。

【0055】

このようにベルト体1とこれに貼付されたシール片5aとに関連する記号や符号を記入しておくことにより、封緘時に前記シール片5aをベルト体1より剥離して管理ノートなどに貼付けることで、封緘操作を確認することができる。また、この封緘ベルトを使用した物の数の管理、移送時の管理などを効果的に行うことができる。

30

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係る封緘ベルトの製造工程を示す斜視図である。

【図2】本発明に係る封緘ベルトの一部を切開して示す斜視図である。

【図3】本発明に係る封緘ベルトの平面図である。

【図4】本発明に係る封緘ベルトの横断面図である。

【図5】本発明に係る封緘ベルトの使用方法の例を示す説明図である。

【図6】第2の実施例の封緘部の断面図である。

【図7】図6の平面図である。

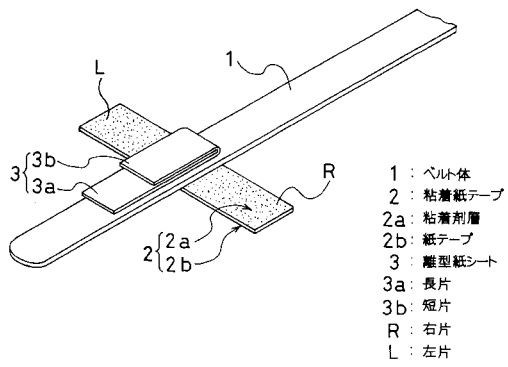
40

【図8】第2の実施例に使用する粘着紙テープの一例を示す図である。

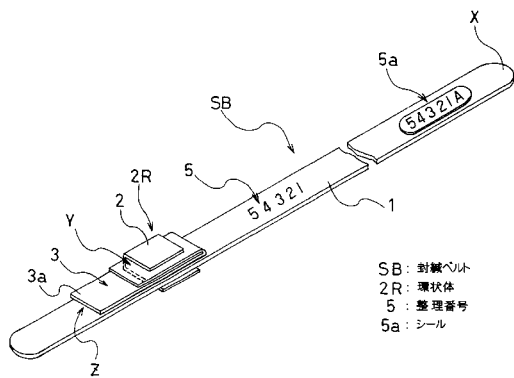
【符号の簡単な説明】

1	ベルト体	2	粘着紙テープ	2 a	粘着剤層
2 b	紙テープ	2 c	シール片	2 d	切断部
3	離型シート	3 a	長片	3 b	短片
5	整理番号	5 a	シール片		
10	枠部	11	ドア	11, 12	金具

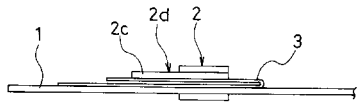
【図1】



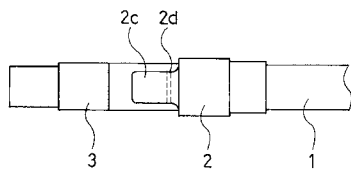
【図2】



【図6】

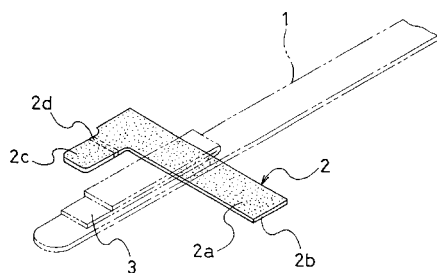


【図7】

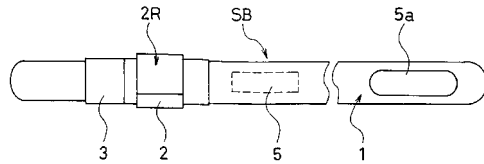


2c: シール片
2d: 切断部

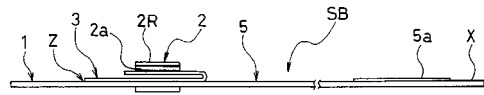
【図8】



【図3】



【図4】



【図5】

